

（参考）「有価証券」の範囲

金融商品取引法（第2条第1項）	証券取引法（第2条第1項）
第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。	第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。
一 国債証券	一 （同 左）
二 地方債証券	二 （同 左）
三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第七号の二に掲げるものを除く。）	三 （同 左）
四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券	三の二 （同 左）
五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）	四 （同 左）
六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）	五 （同 左）
七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券	五の二 （同 左）
八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券	五の三 （同 左）
九 株券又は新株予約権証券	六 （同 左）
十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券	七 （同 左）
十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資	七の二 （同 左）

金融商品取引法（第2条第1項）	証券取引法（第2条第1項）
証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券	
十二 貸付信託の受益証券	七の三（同左）
十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券	七の四（同左）
十四 信託法（平成十八年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券	（新設）
十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの	八（同左）
十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券	（新設）
十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）	九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前三号の証券又は証書の性質を有するもの
十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの	十 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であって第二十一項第三号に掲げ	十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利を含む。以

金融商品取引法（第2条第1項）	証券取引法（第2条第1項）
<p>る取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書</p>	<p>下「オプション」という。）を表示する証券又は証書</p>
<p>二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの</p>	<p>十の三 （同 左）</p>
<p>二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書</p>	<p>十一 （同 左）</p>

2. 「みなし有価証券」の範囲

金融商品取引法（第2条第2項）	証券取引法（第2条第2項）
<p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であって内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下こ</p>	<p>2 前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であっても有価証券とみなして、この法律を適用する。</p>

金融商品取引法（第2条第2項）	証券取引法（第2条第2項）
<p>の項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であっても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	
<p>一 <u>信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）</u></p>	<p>一 <u>銀行その他政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの</u></p>
<p>二 <u>外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）</u></p>	<p>二 <u>外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u></p>
<p>三 <u>合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権</u></p>	<p>六 <u>合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利</u></p>
<p>四 <u>外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの</u></p>	<p>七 <u>外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの</u></p>
<p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）</p>	<p>三 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二</p>

金融商品取引法（第2条第2項）	証券取引法（第2条第2項）
<p>第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、<u>社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）</u></p>	<p>条第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び第五号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利</p>
<p>イ <u>出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利</u></p> <p>ロ <u>出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）</u></p> <p>ハ <u>保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第</u></p>	<p>四 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約で公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものをいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第一号の契約に該当するものを除く。次号において同じ。）に基づく権利</p>

金融商品取引法（第2条第2項）	証券取引法（第2条第2項）
<p><u>一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）</u></p> <p><u>ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利</u></p>	
<p>六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの</p>	<p>五 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利</p>
<p>七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、<u>有価証券とみなすことにより</u>公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利</p>	<p>八 前各号に掲げるもののほか、<u>流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める</u>金銭債権</p>